

## 滝川市立病院建築設備等定期検査委託業務仕様書

この仕様書は、 滝川市立病院建築設備等定期検査委託業務について、必要な事項を定めるものとする。

1.委託業務名称 滝川市立病院建築設備等定期検査委託業務

2.委託業務の箇所 別紙1のとおり

3.検査資格者 建築基準法第12条第3項に定める資格者

4.委託業務の内容

(1) 一般事項

本業務は建築基準法第12条に基づき実施する。

(2) 検査の時期及び内訳

①時期 年1回 10月 (平日及び休日に実施)

②内訳

・換気設備及び排煙設備の検査は、1階と2階（中2階を含む）の設備全数について行なう。

・非常用照明装置の検査は1階から7階までの全数を行う。

照度測定は、院内の避難行動上重要な部分の最も暗い部分を選定し測定する。

なお、非常用照明装置全数の点灯確認は滝川市の有資格者が行い、バッテリー回路への通電切替は委託者が行う。

・検査時に発見した不良箇所については、遂次委託者に書面で報告をする。

③検査に係る概況等 別紙2のとおり

(3) 検査方法及び作業条件

検査は有資格者自らが行い、検査の実施日にあたっては委託者と日程を調整し、検査日の14日前までに日程及び点検内容について明記した文書を委託者に報告する。

検査終了後は、建築基準法施行規則第6条に基づき建築設備等の定期検査報告書を作成し委託者に提出する。

5. その 他

(1) 点検に必要な工具、測定機器は受託者の負担とする。

(2) その他不明な点については、委託者の指示及び協議に基づいて作業を行うものとする。